

議員提出議案第2号

選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和元年7月4日

墨田区議会議長

田中邦友様

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 墨田区議会議員 | 加藤拓 |
| | 同 | 沖山仁 |
| | 同 | しもむら緑 |
| | 同 | 坂井ユカコ |
| | 同 | おおこし勝広 |
| | 同 | はねだ福代 |
| | 同 | 高柳東彦 |

選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書

最高裁判所は、平成27年12月16日、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、選択的夫婦別姓制度の在り方については、「国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会に委ねました。しかし、判決から3年が経過した現在も国会審議は十分に進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されています。

さらに、夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化しています。平均初婚年齢は年々上昇し、現在では30歳前後となっており、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多く、改姓時に必要な事務手続は確実に増え、戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また、少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれ、さらに、人生100年時代であり、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。

こうした中、選択的夫婦別姓制度の導入は、改姓を望まない男女が不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合い、男女が共に活躍できる社会実現につながるとも言われています。一方で、家族制度の崩壊など社会的影響へのリスクも懸念されており、国民の間に様々な意見が存在しています。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年7月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} あて